

広島県ふぐの処理等に関する条例（令和三年広島県条例第三十号。以下「条例」という。
）第十三条の規定によって、ふぐ処理者試験を次のとおり実施する。

令和八年九月七日

広島県知事 横 田 美 香

一 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学科試験	令和八年一〇月二六日（月） 午前一〇時から午前一一時まで	広島市総合福祉センター （広島市南区松原町五番一号（BIG FRONT ひろしま五階））
実技試験	令和八年一〇月二六日（月） 午前一一時一五分から	

二 試験科目

1 学科試験

- （一）水産食品の衛生に関する知識
- （二）ふぐに関する一般知識

2 実技試験

- （一）種類の鑑別
- （二）解体処理
- （三）可食部位及び不可食部位の分類
- （四）臓器の鑑別

三 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（条例附則第四項の規定によって学校教育法第五十七条に規定する者とみなされる者を含む。）

四 受験定員

二十人程度

五 受験手続

1 受験願書の受付期間

令和八年九月十四日（月）から令和八年九月三十日（水）まで（受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで）。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

郵送の場合は、令和八年九月三十日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。

2 受験願書の提出先

受験願書は、次のいずれかの場所に提出すること。

受 験 者 の 区 分	提 出 先
業務地が広島県内（広島市、呉市及び福山市を除く）にある者	業務地の所在地を管轄する保健所 （「十 問合せ先」参照）
業務地が広島県外、広島市、呉市又は福山市にあり、住所地在広島県内（広島市、呉市及び福山市を除く）にある者	住所地を管轄する保健所 （「十 問合せ先」参照）
業務地及び住所地在広島県外、広島市、呉市又は福山市にある者	広島県健康福祉局食品生活衛生課 （〒七三〇―八五一― 広島市中区 基町一〇番五二号）

3 提出書類

（一）受験願書

（二）写真（出願前六月以内に撮影された縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの無帽かつ正面上半身のもので、裏面に氏名を記入すること。）

（三）受験資格を有することを証明する書類（卒業証明書又は卒業証書若しくは資格認定書の写し。ただし、写しを使用する場合は、前記２の場所に原本を持参し、提示すること。）

六 受験手数料

一万五千七百円

この手数料は、次のいずれかの方法により納めること。

なお、いずれの方法においても、納付された受験手数料は、返還しない。

1 現金による納付

手数料一万五千七百円分の現金を受験願書に添えて、前記五２の場所で納付する。

2 納付書による納付

広島県が発行する納付書により広島県指定金融機関又は広島県収納代理金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）に納める。

この場合、払込証明書を受験願書に添付して提出すること。

七 受験票の交付

受験票は、試験日の一週間前までに直接本人に送付する。

八 携行品

受験票、筆記用具、白衣等の清潔な服装、履き物、調理用具（包丁、ふきん二～三枚以上）、軍手等手袋（必要な場合）

九 合格者の発表

令和八年十二月十日（木）午前十時に広島県庁前の掲示場に掲示して行うほか、広島県庁ホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。また、受験者には文書で通知する。

十 問合せ先

この試験についての問合せは、次のいずれかの場所に行うこと。

機 関 名	住 所	電 話 番 号	管 轄 市 町
西部保健所 生活衛生課	〒七三八―〇〇〇四 廿日市市桜尾二丁目 二番六八号	(〇八二九) 三二 ―一一八一	大竹市、廿日市市
西部保健所広島支所 生活衛生課	〒七三〇―〇〇一一 広島市中区基町一〇 番五二号農林庁舎一 階	(〇八二) 五二三 ―五五三三	安芸高田市、府中 町、海田町、熊野 町、坂町、安芸太 田町、北広島町
西部保健所呉支所 衛生環境課	〒七三七―〇八一 呉市西中央一丁目三 番二五号	(〇八二三) 一二 ―五四〇〇	江田島市
西部東保健所 生活衛生課	〒七三九―〇〇一四 東広島市西条昭和町 一三番一〇号	(〇八二) 四二三 ―六九一一	東広島市、竹原 市、大崎上島町
東部保健所 生活衛生課食品衛生係	〒七二二―〇〇〇二 尾道市古浜町二六番 一二号	(〇八四八) 二五 ―二〇一一	三原市、尾道市、 世羅町
東部保健所福山支所 衛生環境課食品薬事係	〒七二〇―八五一 福山市三吉町一丁目 一番一号	(〇八四) 九二二 ―一三一一	府中市、神石高原 町
北部保健所 生活衛生課	〒七二八―〇〇一三 三次市十日市東四丁 目六番一号	(〇八二四) 六三 ―五一八一	三次市、庄原市
健康福祉局 食品生活衛生課	〒七三〇―八五一 広島市中区基町一〇 番五二号	(〇八二) 五二三 ―三二〇三	右に掲げる以外の 地域

十一 その他

受験願書の請求は、前記五２の場所に行うこと。郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理者試験受験願書等請求」と朱書し、百十円分の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒を同封すること。また、広島県庁ホームページからもダウンロードすることができ